

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」の実現に向け、ともに取り組んでいきましょう！

(※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。)

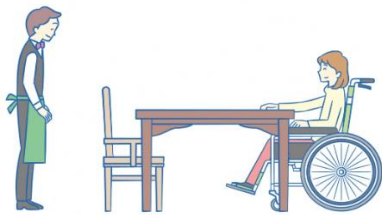
「合理的配慮」の提供とは・・・

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、活動が制限されてしまう場合があります。このような場合に、障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることとされています。

これを「合理的配慮」の提供といいます。

～「合理的配慮」の具体例～

物理的環境への配慮
(例：肢体不自由)



- 車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮
(例：弱視難聴)



- 太いペンで大きな文字を書き筆談を行なった。

ルール・慣行の柔軟な変更
(例：学習障害)

- 文字の読み書きに時間がかかり、時間内にホワイトボードの書き写しが出来ないと申し出があった。



- 書き写す代わりに、スマートフォン等で撮影し記録することとした。

合理的配慮には「対話」が重要です！

障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、「建設的対話」により相互理解を深める事で、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことが出来ます。



政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます」

(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)